

山田省三郎と木曾川治水

今津利治

Seizaburo Yamada and His Improvement of the River Kiso

Toshiharu IMAZU

1. はじめに

岐阜県博物館では平成2年度春季特別展「輪中と治水」を開催した。毎年のように水害に苦しんだ輪中地域に根本的な治水対策が講じられたのは、明治になってからであった。木曾川改修工事がそれであり、この工事を推進していくのに多大な役割を果たした人々として、デレーケ、片野万右衛門、山田省三郎、金森吉次郎をとりあげ、その遺品や主な関係資料を展示した。

本稿では、山田省三郎の治水への具体的活動の一端を紹介する。

2. 治水とのかかわり

山田省三郎は、天保13年(1842)12月5日に美濃国厚見郡佐波村で生まれた¹⁾。佐波村は加納藩領で、加納輪中の内廓輪中である佐波輪中(百曲り堤組)内に位置していた²⁾。この地は、南・東に境川、西に長良川、北に百曲川(荒田川)に囲まれた水害常襲地帯である。省三郎は幼少の頃から幾度か水害に遭遇している。『往昔以来木曾川流域ノ年月被害ノ状況³⁾』から、佐波輪中に直接関係する水害を挙げると次のようになる。天保14年(1843)閏9月11日洪水「日置江村ニテ長数十間堤塘ヲ破壊」〈省三郎1才〉、弘化3年(1846)8月8日洪水「境川沿厚見郡鷓村堤防破壊」〈省三郎4才〉、嘉永7年(1854)6月21日洪水「木曾川通前渡村ニ於テ堤塘長百廿間餘破壊シ……水下羽栗厚見中島三郡ノ被害最モ多シ」〈省三郎12才〉、萬延元年(1860)5月11日洪水「高河原村堤数箇所ヲ破リ……百曲川と厚見郡次木村境川沿と高桑村堤二ヶ所間数破壊」〈省三郎18才〉、慶応元年(1865)閏5月17日洪水「境川沿と厚見郡蔵ノ前堤二ヶ所十間……高桑村一ヶ所五十五間佐波村四ヶ所合百六十五間破壊シ、家屋耕地ノ害ヲ被ルモノ其数最多ク」〈省三郎23才〉



加納輪中内に位置する佐波輪中

省三郎は、おそらくこうした数度にわたる水害体験の中で、「破堤ノ難ニ罹リ幕吏巡見ノ際一塊ノ握飯ヲ恵与セラレ、仮小屋ニ於テ漸ク露命ヲ繋ギシコトアリ。爾来当時ノ難種ヲ忘レズ県下ノ水害ヲ除クヲ以テ自ラ任ジ」たと考えられる。また加納藩主が広く意見を求め、時弊を一新しようと目安箱を設けた折、省三郎は三ヶ条をたてて投じたという。その中に堤防修築について郡中普請から冥加普請への切りかえを訴えた。この策が藩主に採用され、郡中普請が廃止された。そして、堤防普請掛が四人置かれ、その第一に省三郎が任じられ名字帯刀を許された⁴⁾。省三郎はこうした経過の中で、治水に力を注いでいったと思われる。

3. 県会での取り組み

明治12年（1879）3月10日の県甲第20号によって、岐阜県会開設の布達がされた。この時の選挙人は「其郡内に本籍ヲ定メシ男子ニテ（婦女子ハ除ク）其県内ニ於テ地租5円以上納ムル者」で、被選挙人は「満25才（明治12年4月迄）以上ノ男子ニシテ其県内ニ本籍ヲ定メ満3年以上住居シ其県内ニ於テ地租10円以上納ムル者」であった。省三郎は厚見郡から県会議員に選ばれた。彼の父は庄屋役であり、省三郎は13才の時庄屋見習役となり、その後庄屋役を務めていたことや前述の堤防普請掛になっていたことなど、郡内でも富裕でかつ名望の高い人物であったといえる。

第1回県会の地方税支出予算には、道路橋梁費が設けられていたが、堤防費は設けられていなかった。当時地方税で支払うべき費目の中に「河港道路堤防橋梁建築修繕費」とあったが、「堤防」という文字は敢えて省かれていた。それは、「堤防費は従前協議費ト官費トニヨレリ。堤防ハ全管内一般ニ関セズ」（理事者）としたからである。つまり堤防費は地元負担金と国庫からの補助金で構成されたもので、堤防によって恩恵を受ける者（受益者）が負担し、国がそれを援助する性質のものである。そのため県下全体にかかわらないもの（堤防費）は、地方税から支払しないという考え方であった。このような堤防費に対する考え方に不満を持った省三郎は、道路橋梁堤防費の官費の金額及び蘭人を治水のために派遣する等の金額が支出されることを確認した後、次のように発言した⁵⁾。

- 然ラバ官庫ヨリ賜ハル金ハ畢竟長崎松前ノ如キ遠隔ノ僻陬モ漏ラスコトナク日本全国ヨリ出スノ金ナラズヤ。其レヲ本県下ノ利害休戚ニ関スル堤防費ヲ補助セラルナリ。然ラバ本県下ノ如キハ数郡ニ関スル堤防費ヲ地方税ヨリ支弁スルハ素ヨリ其所ナルニ此歎ニ掲ゲザルハ如何ナル意ゾ。
- 我県下水害ノ著ルキコト実ニ少々ニ非ズ。旧年洪水ノトキ厚見郡ノ如キハ其慘状言フニ忍ビザルモノアリ。山辺ノ人ハ此情態ヲ知ラザレドモ、卑地ノ人民常ニ患フル所ハ水害ノミ。
- 先年飛驒國ニ於テ年凶荒ニ属シテ殆饑饉ニ逼ラントスルヤ、我美濃國ヨリ米穀ヲ運輸スルニ本国ノ相場金拾円二三俵五分位ナルニ、該地ニテハ二俵以内ナリ。是他ナン道路險悪ニシテ運輸ノ便ヲ得ザレバナリ。然ラバ則チ国県里道共ニ充分修繕ヲ加ヘ堤防モ亦挿入シ、俱ニ物品ノ運輸融通ヲ計ラバ其裨益ノ及ビヤ大ナリト謂フベシ。

省三郎は、官費ですら地域の実情に応じて補助されるのであるから、地方税で堤防費を支出するのは当然で、堤防費目をあげないのはどういう意味かと、鋭く追求した。そしてその後の県会でも、水害の惨状と全县に及ぼす影響の多大さから、堤防費は県下全域にかかわることだと主張した。輪中地域にとって緊急かつ最重要課題である治水を県として実現していくため、地方税支出への堤防費目の挿入を強く訴えた。

県会では、これを契機に地方税支出の道路橋梁費（飛驒・東濃などの山岳地方が特に必要とする）と堤防費（西南濃の輪中地域で特に必要とする）をめぐって、山岳派議員と水場派議員が鋭く対立した。省三郎は、以降水場派を代表する議員として、治水実現に取り組んだ。

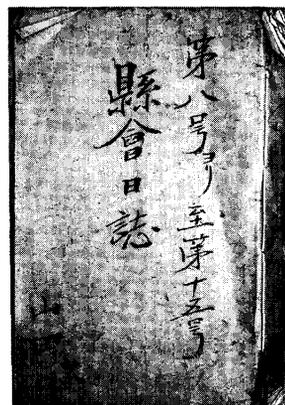
県会初期での山岳派と水場派とは鋭く対立したが、次第に双方に関係の深い道路橋梁費と治水費の予算の均衡がはかられていった。そうした中、輪中地域の強い要望であった木曾三川改修工事が、国家事業として明治20年（1887）から16ヶ年の継続事業として開始されることになった。この工事は、築堤・締切堤・締切沈床・導水堤・浚渫・水制・閘門及び砂防工事で、築堤は地元県において施行し、他は国が施行することに定められた。総工事4,319,700余円で岐阜県の分担金は526,804円60銭6厘であった。また岐阜県内における改修工事は、明治28年度（1895）以降とされた。県は所要経費を当該年度に徴収するのは、県民に多大な負担をかけるので、明治20年度より35年度（1902）までの16年間積立て、明治28年度以降支出していく案をたて、明治20年5月臨時県会に提案した。それに付随した形で道路橋梁費も16年間にわたる継続事業として総額473,855円30銭が示された。これに対して山岳派議員から、道路橋梁費は治水費捻出のため計上されたもので、改修事業がなければ計上されなかっただろうと不満が述べられた。そして道路を16年継続していくことは不便であり、同様に治水費を明治20年度から徴収することは不都合とする（県内で工事が施行される明治28年度

以降でよい) 意見が相次いで出された。こうした中、省三郎は原案に賛成し、次のように述べた⁶⁾。

○ 改修ニ熱心スルモノト之ヲ嫌忌スルモノトハ、其見ル所モ反対スルモノナリ。反対者ハ本年ヲ初年ト見ルハ規則ニ背クト云フト雖モ、是ハ已ニ本年ガ改修工事ノ始メナレバ、本年ヲ其初年トスルモ差支ハナカラン。今コノ工事ニ政府ガ三百余万円ヲ下付セラルルニハ、誰ガ感泣之ニ応ゼザランヤ。之ヲ警フレバ恰モ饑餓ノ者ニ向ヒテ千俵ノ穀ヲ与フルガ如シ。然ルニ本案ヲ否決スルトキハ、折角政府ガ下付セラルル数千石ノ米モ県民ハ疲弊シテ之ヲ入ル倉庫モナキ故お断リ申スト云フト一般誠ニ驚キ入りタル次第ナリ。今此三百万円ニ対シテ本案ヲ決議シオクモノハ則チ請書ヲ差出スガ如シ。臨時会ヲ開キタル必要ハ充分ノ理由アリ。又道路ノ事ニ付継続ハ不都合ナリ不便ナリト云フモ若シ之ヲ早メルノ必要アラバ之ヲ実行スルニ何ノ妨ゲカ之アラン。

○ 木曾川改修ハ300年来ノ害ヲ除クモノニシテ、我々ノ祖先ヨリ熱望スルノ所。敢テ今日ニ思ヒ立チシニアラザレドモ日論見ノ十分セザル費途ノ大ナル奈何トモ為ス可カラズシテ姑息ニ附セリ。然ルヲ今日政府ハ国費多端ナル中ヨリモ三百四十万円ヲ支出シテ之ガ改修ヲ決行セントス。実ニ感泣ニ耐ヘザル所ナリ。二十八年度ヨリスト言ヘル論者ハ思フニ何ノ見ルガアリテノ故カ、二十三年ニハ国会開設モアリ。今ヨリ之ヲ定メザレバ勳勳何時カ変ナルヲ保セズ。故ニ必ズ本年ニ決議スベシ。

こうした省三郎の発言の奥には、根本的な水害解消のために再三再四にわたって国家による木曾三川改修事業の着手を陳情したり、世論を高める運動をしたりした結果によって行われるこの事業を、是が非でもより完全に実施していくようにしたいという強い願いがあるといえよう。水害の根本的解消には、国家事業として抜本的な工事を施行されるこの機に、地元県として国から明示された費用負担



県会日誌

	木 曾 川 改 修 費				道 路 橋 梁 費
	官 費(円)	地 方 費(県)	積 立 金 収 入 額	支 出 額	
M20	278,320.000	22,034.669	33,000.000	0	29,700.000
M21	110,000.000	20,000.000	33,000.000	0	29,700.000
M22	120,000.000	20,000.000	33,000.000	0	29,700.000
M23	140,000.000	20,000.000	33,000.000	0	29,700.000
M24	140,000.000	50,000.000	33,000.000	0	29,700.000
M25	140,000.000	50,000.000	33,000.000	0	29,700.000
M26	148,000.000	53,664.794	33,000.000	0	29,700.000
M27	170,000.000	63,915.182	33,000.000	0	29,700.000
M28	170,000.000	47,670.988	33,000.000	47,670.988	29,700.000
M29	170,000.000	66,068.020	33,000.000	57,136.520	29,700.000
M30	243,500.000	66,056.380	33,000.000	27,380.267	29,700.000
M31	265,000.000	124,849.120	33,000.000	122,329.120	29,700.000
M32	361,000.000	90,874.800	33,000.000	74,214.000	29,700.000
M33	441,000.000	72,916.960	33,000.000	72,916.960	29,700.000
M34	451,000.000	78,689.779	33,000.000	78,689.779	29,700.000
M35	78,722.000	46,468.972	31,804.606	46,468.972	28,355.300
合計	3,426,542.000	4,319,749.669	526,804.606	526,804.606	473,855.300

木曾川改修費(官費、地方費及び収支予算表)と道路橋梁費一覽⁷⁾

を完全に準備していくことが不可欠であり、それによって初めて治水が実現できるという信念を持っていた。

明治28年度(1895)2月通常県会には、道路橋梁費(34,371.587円)、治水堤防費(35,700.842円)及び雑費(揖斐長良二川上流改修計画上測量を要するための測量諸費7,756.612円)が原案として示された。省三郎は、原案に賛成の立場で次のような発言をした⁸⁾。

○ 治水費ヨリ二割ヲ減ジ、之レヲ土砂扞止ニ用イントス。従来治水ノ有様ヲ見ルニ互ニ競争シテ年々堤防ノ増築ヲ為セリ。然レドモ一ヨリ見レバ山岳崩壊シテ土砂ヲ流出スルコト太甚シク、二十六年ノ洪水ニテモ流域凡ソ二寸ヲ高クセリ。殊ニ根尾谷ノ如キ全山赫山トナリ居リテ、一朝暴雨ノ至ルコトアラバ忽チ崩潰シテ土砂流出シ、本巢郡ノ上田ト雖ドモ一朝ニシテ砂石トナル。未ダ知ルベカラズ。故ニ爾後年々二割位ヒヲ土砂扞止ニ用ヒ、今ヨリ將

来ノ計画ヲ為サザレバ、仮令堤防ノミ増築シタリトモ恰モ池ノ傍ニ家ヲ構フト。一般ニ水利ニ効ナケレバ木曾川改修ノ如キモ終ニ其甲斐ナキニ至ルベシ。

省三郎のこの発言は、今まで山岳派議員と鋭く論争し、治水費の獲得に全力を注いできた県会での活動と比べると、治水に対する視野の拡大を感じさせる。木曾三川下流改修に着手し、多年の念願であった三川分流が具現されつつある段階で、水害の遠因をなす山岳崩壊の防止へと目を向ける。彼は山岳派と水場派との相互協力・理解で治山治水がなされてはじめて、木曾川改修の実効が確かになると認識したといえる。こうした彼の考え方は、その後の行動からも窺い知ることができる。明治30年(1897)7月に金原明善や金森吉次郎等と揖斐・根尾谷の山嶽荒廃の現状を視察したこと⁹⁾。湯本知事が治水のために実施した植林事業に共感し、力を尽したこと¹⁰⁾などである。

省三郎の県会での活動は、堤防費獲得・木曾三川改修工事実現・治山治水といった根本的な水害解消への取り組みであった。

4. 省三郎の県会外での活動と人柄

省三郎は木曾三川治水のため、県会以外でも精力的に取り組んだ。木曾川下流改修を実現するため、輪中地域の有志と共に「治水共同社」を設立した。彼は、改修計画への側面的援助をはかるとともに、治水費の国庫支弁への懇請・陳情など、治水の促進を中心となって進めた。また全国大川川の改修について、各地の有志とともに「大日本治水協会」を設立し、治水に対する意見発表と交流する場として「治水雑誌」を発行した。治水への世論を盛り上げ、治水を国家的課題であると強く訴え、国家事業として行うことでしか解決できないとらえたからである。

省三郎の治水への取り組みは、彼の人物評ともいえる三氏の詩から窺い知ることができる¹¹⁾。

- ① 東奔西走幾辛艱 欲為公衆除水患 実施慘状我初見 不禁忠淚共潛々 (土方内務大輔)
- ② 骨も身も砕きて尽す其人は 後の世までの鏡とぞしれ (やじ)
- ③ 分画三川功績長 春塘十里菜花黄 東奔西走無寧日 人喚濃州治水狂 (西村酔処)

省三郎は没する前年の大正4年(1915)に「木曾長良二大川上流改修に關スル陳情書」を草している¹²⁾。木曾川治水は「濃州治水狂」と呼ばれた省三郎のライフワークであった。

注及び参考文献

- 1) 山田和男所蔵「山田省三郎功績書」
- 2) 安藤萬尋原著「輪中—その形成と推移」p254~p257
- 3) 山田和男所蔵
- 4) 岐阜県博物館所蔵「養老田趣意書」及び山田和男所蔵「功労者調書」
- 5) 山田和男所蔵「県会日誌」
- 6) 県議会図書館所蔵「県会速記録」(明治20年度)
- 7) 岐阜県治水史より作成
- 8) 県議会図書館所蔵「県会速記録」(明治28年度)
- 9) 大垣市立図書館所蔵「金森吉次郎銅像復元記」の「揖斐川水源地視察時の写真」
- 10) 山田和男所蔵「震災水害等級」の中に湯本義憲宛の省三郎自筆「奉餞辞(下書き)」がある。その中に、「我岐阜県知事ニ補任シ給フヤ、其第一艱ニ木曾揖斐長良三大川ニ河川法ヲ実施シ、次デ県下ノ山林ヲシテ保安林ニ組込ミ加フルニ五拾万円ノ山林植樹費ヲ二十箇年ノ継続費トシテ実行シ、(中略)禿嶺山脈ノ崩壊箇所青緑流ルルガ如キ森林ト化シ」とある。
- 11) 三詩とも岐阜県博物館所蔵「養老田趣意書」に掲載。①の詩は明治16年に土方内務大輔から省三郎に贈られたもの。②の詩は、明治26年6月に濃尾震災工事巡視を終わった前内務大臣品川弥二郎が省三郎を励ますために贈ったもの。③は、木曾三川改修設計した西村捨三が、三川分流に尽した省三郎に地域の人々がその労をねぎらい養老田を贈った折に詠んだもの。
- 12) 山田和男所蔵。この陳情書は内務大臣大浦兼武に差し出したもの。ここには木曾川上流改修が実施されることを知り、改修設計の公表や工事施行の箇所・順序・方法等について省三郎の治水に対する考え方が具体的に述べられている。